

## 法科大学院評価基準要綱（案）に対する関係団体等からの 主な意見について

平成16年3月に「法科大学院認証評価に関する検討会議」においてお取りまとめいただいた「法科大学院評価基準要綱（案）」について、今後さらなる検討を行う上での参考に資するため、102の関係団体等へ意見照会を行い、14の法科大学院と2の関係団体から寄せられた意見を整理したものです。

（照会先：102の関係団体等）

68の法科大学院設置大学

21の法科大学院設置予定大学

大学関係団体等

- ・大学関連団体（国大協，公大協，私大連）
- ・法科大学院関連団体（法科大学院協会）
- ・法曹関係機関（最高裁判所，法務省，日本弁護士連合会）
- ・経済団体（日本経済団体連合会，経済同友会，日本商工会議所，  
全国中小企業団体中央会）
- ・その他（司法制度改革推進本部事務局，大学基準協会）

## 「第1 教育内容及び方法等」にかかる主な意見

### 1 - 1 教育目的

解釈指針1 - 1 - 2 - 1が「教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。」としているが、例えば司法試験の合格率が含まれるか否かなど、具体的な項目を明示する必要はないか。

### 1 - 2 教育課程

- (1) 解釈指針1 - 2 - 2 - 4が展開・先端科目について、「実務との融合を図る教育内容であること」としているのは、実定法以外の科目については、拘束力が強すぎるのではないか。
- (2) 解釈指針1 - 2 - 3 - 2は、法律実務基礎科目について必要単位を定めているが、解釈指針で単位を設定するのであれば、標準単位とすべきではないか。

### 1 - 3 授業を行う学生数

基準1 - 3 - 2では、法律基本科目の授業単位について文部科学省告示に従い学生50名を標準としつつ、80名までが許容範囲とされている。これは、標準と許容範囲の差が大き過ぎないか。

### 1 - 4 授業の方法

解釈指針1 - 4 - 1 - 3では、「双方向的又は多方向的な討論」形態の授業が実施されていることが要求されているが、とりわけ法学未修者向けの法律基本科目における1年次の授業においては、効果的な授業の実施のためには「講義」的要素がある程度強くならざるを得ないことにも言及すべきではないか。

## 1 - 5 成績評価

- (1) 解釈指針 1 - 5 - 1 - 1 では、成績の「各ランクの分布の在り方についての方針の設定」を問題にしているが、これは、相対評価を前提にしているのか。本法科大学院では、厳格な成績評価に基づく質の確保と公平性の観点から、絶対評価を採用するので、「各ランクの分布」をあらかじめ定めない予定である。絶対評価を否定する趣旨、あるいは絶対評価の場合にもランク分布の設定を要求する趣旨であるとすれば、適当な指針とは言えないのではないか。
- (2) 解釈指針 1 - 5 - 1 - 2 (2) では、期末試験の採点について匿名性の確保が求められている。しかし、法科大学院では期末試験を行う科目においても平常の授業への参加や提出課題の達成度などが重要な評価要素として考慮されるべきである。これらの項目の評価は、匿名では不可能である。そうすると期末試験だけを匿名で評価するよう強調することにどれだけの意味があるのか。

## 1 - 7 教育内容等の改善措置

解釈指針 1 - 7 - 2 - 1 の「法科大学院において担当する授業を行うために必要な実務経験」における「実務経験」とは何を指しているのか、不明確であるので、定義を示されたい。法曹資格をもつての「実務経験」なのか、それとも、その後に出てくる「実務上の知見に接する機会」と同じことなのか。

## 1 - 8 履修科目登録単位数の上限

基準 1 - 8 - 1 では、「各年次における履修単位可能な単位数の上限は 36 単位とすることを原則とする」とされているが、2 年次以降の学生について、再履修科目をこの上限単位数に含めるかどうか不明。

## 1 - 9 法学既修者の認定

- (1) 解釈指針 1 - 9 - 1 - 2 の「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」とは何を意味するのか。
- (2) 解釈指針 1 - 9 - 1 - 3 の「『法律科目試験』に含まれない科目について単位を取得したものとみなす場合」にいう「適正な判定方法」とは、何を意味するのか。

## 「第2 入学者選抜等」にかかる主な意見

### 2 1 入学者受入

- (1) 解釈指針 2 - 1 - 3 - 1 では、自校出身者が「著しく多い場合」と表現されている。ここでは、限度となる具体的な数字を示すべきではないか。
- (2) 解釈指針 2 - 1 - 5 - 2 について、社会人の定義が各法科大学院で異なっているが、これをたとえば「少なくとも3年以上の社会経験を有すること」等、経験年数についてある程度統一的な評価基準を設けるべきではないか。
- (3) 基準 2 - 1 - 6 で、文部科学省告示のとおり、「実務等の経験を有する者」という表現が採用されている。しかし「社会人」という表現の方がより一般に使われており、とくにこの表現を採用するなら、その意味を明示する必要はないか。

## 「第3 学生の支援体制」にかかる主な意見

### 3 - 1 学習支援

基準 3 - 1 - 3 の「各種の教育補助者」とは、何のことか。TA, RA のこと。あるいは「マル合以外の教員」のことか。あるいは、それ以外の教室職員のようなもののことか。

### 3 - 4 職業支援（キャリア支援）

基準 3 - 4 - 1 について、法科大学院の修了者が法曹三者あるいは研究者を目指すことを前提にすると、ここでいう「支援」の内容は具体的に何を指すのか。

## 「第4 教員組織」にかかる主な意見

### 4 - 2 専任教員の配置と構成

解釈指針 4 - 2 - 2 - 2 では、専任教員の年齢構成について述べているが性別の偏りについても考える必要はないか。

#### 4 - 4 専任教員の担当科目の比率

解釈指針 4 - 4 - 1 - 1 「必修科目の7割以上は、専任教員が提供すること」は、設置審査の段階での厳格な審査基準に比べて、基準として緩やかに過ぎるものではないか。

#### 4 - 5 教員の教育研究環境

(1) 解釈指針 4 - 5 - 1 - 1 において、授業負担が「年間、多くとも30単位以下、20単位以下に止めるのが望ましい」とあるが、これは、あまりに緩やかな数値で、基準の意味をなしていないのではないか。

(2) 基準 4 - 5 - 2 では、専任教員には、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていることを基準として定めている。しかし、実際のところ、真の意味での達成が難しい基準ではないか。むしろ、より現実的な「専任教員の研究環境を適切なものに整備するように努めていること」等に改めるべきではないか。

### 「第5 管理運営等」にかかる主な意見

#### 5 - 2 自己点検及び評価

解釈指針 5 - 2 - 2 - 1 では、「教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい」とされている。しかし、恒常的に独自の組織を置くかどうか、本質的な問題かどうか、疑問である。特に規模の小さな法科大学院においては、このような期待は現実的ではない。

#### 5 - 3 情報の公表

基準 5 - 3 - 1 の「法科大学院年次報告書」は、例えば、毎年5月に文部科学省に提出するような「学校基本調査」のような関係数値表のようなもので良いのか。あるいは、自己評価書である必要があるのか。

## 「第6 施設，設備及び図書等」にかかる主な意見

### 6 - 3 図書館

(1) 基準6 - 3 - 1の「図書館」，および「法科大学院の図書館」とは何をさすのか。もっと厳密に定義がなされないと判断に困ると思われる。基準からすると法科大学院は専用の建物と職員を有する図書館をもたねばならないのか。そうだとすれば，大学図書館のあり方は各大学で異なっているため，基準を満たすことが困難な場合がでてくるかと思われる。

(2) 抽象的で不明瞭な評価基準となっているものが見受けられる。

例えば，基準6 - 3 - 2の「その規模に応じ，適切な専門的能力を備えた職員が必要十分な数，置かれていること」があげられる。

評価基準は，法科大学院が，当該基準を基に整備しやすいようにすべきである。